

令和6年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 令和7年1月29日（水）午前10時～10時30分

2. 場 所 名張市役所 3階 304会議室

3. 出席者 委員 辻 陽
同 中野 栄蔵
同 高嶋 雅子
同 田中 友康
同 大西 壮

4. 審査事項

4-1 保有個人情報不存在決定について（名張市長）

5. 審査内容

4-1 保有個人情報不存在決定について

（1）事務局からの概要説明

本件に係る保有個人情報開示請求書は、令和4年11月10日に提出されている。請求内容は、開示請求者が「名張市上下水道部の室長より受けた様な、来庁者を愚弄する行為、及び来庁者を差別する行為を行うと定めている規定・規則・申し送り等の開示」である。請求書に記載の具体的な接遇や対応は以下のとおりである。

- ① 保有個人情報開示請求書にその場で受付番号を記載しなかった行為
- ② 後日、電話で受付番号の連絡があったが、口頭ではなく書面で番号を教えてもらうよう伝えたが、「電子メールでは連絡できません。」と回答した行為
- ③ 受付番号を「書面で」と言っているだけなのに、受付番号を記載した請求書の写しをPDFデータでメールすることを求めていると勝手に決めつけ、全く聞く耳を持たない常識はずれの一方的な接遇
- ④ 情報公開請求は請求・受付・その他の取扱いでは持参・ファックス・郵送以外では取扱いできない。請求者が求めているデジタルでの取り扱いはできないとしているにもかかわらず、市民相談室から上下水道部には請求書をデジタルで送付した行為
- ⑤ 令和4年8月2日受付番号234号の保有個人情報開示請求は、名張市から請求者に電子メールで受付の連絡がきた。情報公開請求は、請求・受付・その他の取扱いでは持参・ファックス・郵送以外では取扱いできな

い。請求者が求めているデジタルでの取り扱いはできないとしているにもかかわらず送付した。この行為に対し行われた懲戒処分

この請求に対し、実施機関である名張市は、対象となる公文書を作成していないとして同年11月22日付けで不存在決定を行っている。

この決定を不服とし、審査請求人は令和5年2月21日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張は、公務は規則等に基づき行われているはずなので、公文書を保有していないことを理由とした不存在決定はありえない。不存在決定がなされているのに、それにあたる公務が行われたことはおかしいというものである。

また、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、名張市長に対して審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

この主張に対し、名張市は、同年4月20日付けの弁明書にて、「本件決定は、処分庁が審査請求人の開示請求に係る個人情報を作成していないことを理由に行われたものであり、かつそれをもって適法な処分である。

実施機関は、その権能において、本件開示請求書の記載から、合理的に請求に係る公文書の特定を行い、請求対象の個人情報について客観的に漏れなく本件決定を行ったものであり、本件決定に至る過程及び結果において、本件決定が取り消されるべき違法な点はない。

また、処分庁の教示の有無及び内容に関し、審査請求人は決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に名張市長に対し審査請求をすることができる旨の教示は無かったと主張するが、処分庁は教示の内容を記載した本件通知書を審査請求人に対し通知することで、必要な教示を行っている。

なお、審査請求人は、本件審査請求書において、その外、縷々述べているが、いずれも本件決定の違法性に係るものとは無関係の指摘であり、本件決定の取り消しを基礎付ける事実主張とは解されない。」と主張している。

その後、同年5月24日付けで審査請求人からの反論書が提出されたが、審査請求書と内容が重複しているほか、本件審査から逸脱している内容であるため、説明を省略する。また、令和6年12月10日に実施された審査庁に対する審査請求人の口頭意見陳述についても、内容が重複しているほか、本件審査から逸脱している内容であるため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は当審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与を認めるかについても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

ア 実施機関の決定については、妥当だと思われる。

イ 当審査会における審査請求人の口頭意見陳述は益がなく、認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第75号)

(委員からの意見)

開示請求に係る決定については、可能な限り公文書を特定した上で、決定書には不足なく記載する必要がある。「等」との記載では決定に係る公文書の対象に疑義が生じるおそれがあるため、この点について留意されたい。

6. その他の事項

名張市立病院の独立行政法人化に伴う情報公開・個人情報保護の取扱いについて

(1) 名張市立病院からの報告

現在、名張市立病院事業により運営されている市立病院及び市立看護専門学校の業務は、令和7年10月1日に、地方独立行政法人に移行する予定である。独立行政法人とは、地方独立行政法人法に基づき、設立団体（市）の100パーセントの出資を受けて、公共性の高い事業を行うために設立される法人であり、市とは別の法人格を有することとなるが、法人職員は、職務に関する守秘義務を有するなど、情報の取扱いについては地方公務員に準じた取扱いがされることとなる。個人情報の保護に関する法律の適用関係は、開示請求手続等、多くの部分について、現行の法の規定の適用が引き継がれることとなる。このことを踏まえ、現行の本市の個人情報開示制度のほか、当該制度と表裏一体の関係にある本市の情報公開制度についても、地方独立行政法人移行後も、現行の取扱いを行うことができるよう、必要な条例等の改正を行うこととする。条例の改正時期は地方独立行政法人設立に伴う他の条例の改廃とまとめて、本年6月定例会への提出を予定している。

(2) 審査委員の質問及び意見

特になし

以上